

令和 8 年 度 事 業 計 画

1 基本方針

わが国では、団塊世代のすべての人が 75 歳以上の後期高齢者となり、高齢社会が着実に進展しています。

萩広域シルバー人材センター管内の住民基本台帳人口も令和 7 年 1 2 月末現在、43,372 人（萩市 40,516 人、阿武町 2,856 人）で前年同期比 1,147 人減少しています。また高齢化率については、萩市 45.7%、阿武町 51.75%と全国平均 29.3%を大きく上回っています。

社会環境が急速に過疎化、高齢化へと進む中で、元気な高齢者に仕事を紹介し、一人ひとりの生きがいを高め、健康の維持・増進、仲間づくりを図るシルバー人材センターの役割は今後ますます重要なものとなっていきます。当センターでは、高齢者がこれまで培った経験や知識、技能を遺憾なく発揮し、就業の現場で活躍していただくことで、地域社会の発展に貢献していくことを目指します。

また、今年度萩広域シルバー人材センターは、設立 40 周年という輝かしい節目の年を迎えることとなり、更なる会員数の増加や事業の拡大等、山積している課題に役員、会員及び職員が一体となって積極的に取り組んでいきます。

「働く喜びを感じることができる。」「友人や仲間ができた。」「健康でいられるので生活にリズムがつく。」このような会員の皆様の声を大切に、地域との連携や事業運営基盤を強化するため、センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け事業を展開していきます。

2 事業計画

(1) 会員の拡大

年金制度や高齢者雇用安定法の改正、人口減少などの影響を受けて新規入会者が減少傾向にあります。会員の拡大は当センターの喫緊の最重要課題です。健康で働く意欲のある高齢者の入会促進並びに会員の退会防止に向けて役員、会員及び職員が一体で取り組んでいきます。

入会説明会は月1回の定例的な開催だけでなく、各種研修会や講習会等に併せて積極的に開催し、センターへの入会勧誘を行ないます。特に女性会員の拡大に取組みます。

また、会員の口コミ活動などによる新入会員の紹介が効果的であるため、引き続き「会員1人1会員獲得運動」への参加を会員に呼びかけ、会員増加の取組を推進します。併せて夫婦会員の加入促進を図るため、今年度から会員会費規程を見直し夫婦どちらか一人の会費を免除します。

センターのホームページ、萩市・阿武町の広報誌及び求人情報誌などに広告を掲載するとともに市内の大型商業施設の店頭や各地域で開催されるふるさとまつり等のイベントでの普及啓発活動により地域住民への周知を図り会員の拡大に努めます。

(2) 就業機会の開拓・拡大

発注者のニーズに呼応して業務の拡大を図り、会員が多彩な就業機会を得られるよう、センターのホームページや新聞折込の求人情報誌等に、会員の主な就業例やシルバー事業のPR記事を掲載するほか、各地域で開催される「ふるさとまつり」や各種イベントなどでチラシ、グッズを配布しシルバー事業の周知と理解促進に努めます。

(3) 安全就業の推進

安全就業の推進は、シルバー事業を運営する上で最も基本的な事項です。

重篤な事故の撲滅と未然防止を目指し、「安全は全てに優先する」の理念のもと、センター単独及び連合会と協調した安全パトロールを実施するとともに、安全委員会を通じて安全保護具や転落防止用器具等の必要性和安全確保につながる健康維

持の重要性を啓発し、全ての会員が常に安全を意識した就業を行えるよう取組んでいきます。

(4) 適正就業の推進

会員の働き方に係る重要な指針である「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に沿った業務運営の推進に取り組み、会員の就業機会の公平性・適正化に努めつつ、不適正な就業の根絶に努めます。

本年度から厚生労働省の基本方針に沿って、フリーランス法の趣旨を踏まえた新たな契約方法を導入し、個人事業主である会員の権利を保護しつつ受注拡大を図るとともに、請負・委任契約になじまない業務については、派遣契約への移行を図ります。

(5) 研修会・講習会の開催

多様な就業機会が得られるように、会員の知識・技能等の向上を図るために必要な研修会・講習会を開催し、会員の積極的な参加を促し、資質の向上に努めます。女性会員の拡大を図るため、会員及び一般高齢者の女性を対象とした内容の研修会・講習会等の開催を検討します。

(6) 労働者派遣事業の推進

高齢化や労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野においてシルバー派遣事業の拡大が見込まれるため、山口県シルバー人材センター連合会及び派遣先事業所と連携して就業機会の拡大及び適正就業に努め、会員への就業機会の確保・提供を行います。

(7) 健全な事業運営の推進

本年度から公益法人法の改正に伴う「自律的ガバナンスの充実、透明性の向上」の一環として、外部理事、外部監事を組織に迎え、信頼性の高い法人運営を図るとともに、費用対効果を踏まえた事務改善に努めながら事業運営を効率的に進め、将来にわたり適正で健全、安定的な事業運営を目指します。